

二 京都・仲津両郡の荘園の変遷

次に京都・仲津両郡の荘園のうち、史料的に恵まれたものを幾つか例として示し、荘園の内部を具体的に見ていこう。

〔天雨田庄〕 豊津町に接した今川の対岸で馬ヶ岳の北麓を中心に成立したのが天雨田庄である。この荘園を全国で紹介したのは、東京大学史料編纂所に勤務する山口隼正氏である（『中世九州の政治社会構造』吉川弘文館）。東京所在の「本間文書」にこの荘園について関係ある史料が何点か見いだされるといふ。

南北朝初期（暦応三年＝一三四〇）のこの荘園の規模は八〇町歩。戦国末期（天正十年＝一五八二）では六五町歩。明治の地積は天生田村田五六町歩、畑屋敷一九町歩で計七五町歩余となっていて、鎌倉幕府が把握した八〇町歩は、実際では現在の天生田集落よりかなり広範囲であっただろうと考えられる。

史料上の初見は鎌倉末期の延慶三年（一三一〇）で、この荘園の荘官の一つである公文職を所持していた次郎兵衛尉憲行が、公文職に付随していた武松名と公文職を、孫七郎行政へ譲り、元応二年（一三三〇）、安東鶴益丸へ譲っている。鶴益丸は地頭代安東右衛門尉助泰の子息であろうか。

この譲渡に際して、給主天雨田亦次郎が立会人となり、安東助泰が安堵状を書いた。この場合、給主とは地頭の又代官、地頭は北条得宗家（とくむね）であろうと推定される。すなわち、地頭代安東氏一族が天雨田庄の荘官職の一つと付属する名田を買得か、養子縁組かによって取得し、この荘園に根を張っていったのである。

天雨田庄が、どうして北条得宗家領となったかは不明である。考えられることは、少式景資か、その被官が地頭で、岩門合戦で没官されたというケースである。いずれにせよ、この荘園の位置が、豊前の国衙に隣接し、鶴の湊から今川をさかのぼって田川郡や大宰府へと通ずる官道の要衝にあたることに北条氏が着目したようである。鎌倉末期、北条氏は全国的にこのような要衝の地を押さえて、その経済的基盤を強化していたといわれている。

その北条得宗家所領の地頭代として全国に発展したのが安東氏である。

なかでも、安東平右衛門入道蓮聖は有徳人（富裕人）としてよく知られている。彼の名は、九州でも、豊後国佐賀郷代官として見いだされる。

豊後では国東郡吉丸名（豊後高田市）が得宗家領であり、安東氏が代官として入部し、土着した一族が国東半島西部で繁栄して今日に至っている。南北朝時代に入ると、天雨田庄は鎮西管領一色範氏の所領となり、大内氏が滅亡する十六世紀半ばまで一色氏が維持し続ける。もともと、大内氏が守護請所として、一定量の年貢を京都の一色家へ送り、余得分は代官の得分として給人（被官）に与えた。

一方、安東氏は北条氏滅亡後もこの地に生き延び、北方の大野井庄にも進出して八幡善法寺に訴えられ、十六世紀には、宇佐宮放生会の神事奉行を大内義隆から命ぜられている。

〈大野井庄〉

この荘園も天雨田庄と同じように成立の事情は明らかでない。鎌倉幕府成立のころの記録「弥勒寺喜多院所領」（『石清水文書』）の中に、「大野井庄名田四〇丁」と初見する。この場合の庄田とは太政官か民部省へ申請して立券荘号された分、名田とは、立券後に開発された田地や、公田が弥勒寺へ施入された

ため、大野井庄に編入されたものであろう。これと似た例として、伝法寺庄がある。この庄は、「宇佐宮神領大鏡」に「本庄四十町、加納三百余町」とある。本庄が立荘時の田数、加納は「新加納田」の略称である。その事情を次のように説明している。

宇佐宮祝ほうりおののみかた大神宮方の所領が、大宮司宇佐氏によって宇治僧正へ寄進されて本所と仰ぎ、立券荘号（不輪租の荘園となること）した際、築城郡の桑田・大野両郷の常見名田と城井・幡野・三箇社などまで伝法寺庄に編入されたという。したがって、伝法寺庄は築城郡南部を中心として、犀川町の一部と当町南部をも含む広域的な荘園となった。

先述した「建久園田帳」には「大乃井庄内十五丁」「大乃井例名廿五丁」が京都郡北郷に含まれており、この荘園が仲北郷との境界線上に成立したことが分かる。

正安二年（二二〇〇）、石清水八幡宮の別当尚清が八幡善法寺を創建し、不断あいぜん愛染土供料ちくりようとして当庄をこの寺へ寄附した。この事が遠因となって、南北朝期に弥勒寺と善法寺が訴訟して、国衙を巻き込んだ争いが十数年間も続くことになった。

すなわち、文和三年（二二五四）、弥勒寺領三カ名を下崎庄に混じて、安東孫次郎入道助阿らが違乱しているという訴えがあり、守護少弐頼尚が南朝方となった正平十一年（二三五六）には、守護代西郷兵庫允顕景が当庄を押妨しているという訴訟が起こった。守護頼尚の意を受けた西郷顕景は、従人などを使って神官・社僧を殺害したとして、宇佐宮寺は神輿を動座し、寺社を閉門して抗議した。懐良親王は頼尚の守護職を解任し、国司五条良遠を派遣して、守護には頼尚の子頼澄を起用し菊池武光の弟武尚を守護代に任じて豊前支

配に当たられた。

しかし、正平十六年（一二六一）には、畠原下崎庄・大野井庄・菊丸保などを、新田田中藏人や国衛が押妨したという訴えが出された。

懐良親王は守護少貳頼澄をして、弥勒寺へ沙汰し渡させた。

ところが、二年後またも大野井庄・畠原下崎庄・屋山保で、給人が押妨しているという訴えが出された。

懐良親王は野仲郷司左近将監政道や久下七郎入道本光、山田美濃守政朝、別符安芸守種此らを使節として寺家への打ち渡しを命じた。

正平二十年（一二六五）、今度は守護少貳頼澄・守護代菊池武尚が違乱したと訴えて、宇佐宮の神輿を動座して、当庄以下の返還を要求した。

この年、弥勒寺はこの近辺の寺領の知行実態を次のように書き上げた。

一 御所御手知行分

（懐良親王方）
弘山庄

平周防守并菊池武光従人荒瀬幸明

大野井庄

熊皮跡

久木原忠光

（五妻良遠）
典厩御手

畠原下崎庄 新田々中藏人

屋山保 典厩御手

（ついで）
菖野庄 大藏一家并林原出定

すなわち、大野井庄は国司五条良遠方が知行し、畠原下崎庄は新田一族の田中藏人、屋山保は国司方、菖野庄は大藏一族（久保氏カ）などが知行し、年貢所当を納めないと訴えているのである。新田田中藏人ら

は、荘官の一つである預所に任命されたと称し、善法寺側代官と対立した。

なお、田中藏人は当町田中の武士かと考えたが、『太平記』に越後国に住む新田一族と出ているから、懐良親王の側近らしい。

正平二十一年（一三六六）には、善法寺と弥勒寺が対立し、訴訟となった。弥勒寺所司が、在地の安東孫次郎入道助阿、舎弟三郎二郎入道生阿と組んで、これらの荘園を押妨していると訴え出たのである。

このような訴訟を連年続けたあと、大野井庄は善法寺に戻されたらしく、大内氏時代には守護請となって、大内氏家来が代官職を与えられ、年貢の一部が善法寺へ送られるようになっていた。

次に、大野井庄の内부를のぞいてみよう。

大隅国の禰寝家に、大野井庄田所名に関係ある史料が残っている。

田所名は田地二五町五反、畠地九町三反、在家一〇宇という大規模名田で、御家人都法眼祐秀の子息鋤崎次郎入道蓮覚が、肥前房良秀という者へ売却したらしく、永仁五年（一二九七）の徳政令によって、この地を取り戻した。ところが、都三郎入道生千の子息又三郎種秀の訴訟によって、この名田は姪の讚阿と三人で分配するよう鎮西探題の裁許があった。

二郎蓮覚は田地一二町七反二〇代 畠地四町六反三〇代 在家五宇、

三郎生千は田地 六町三反 畠地一町五反 在家二宇、

讚阿は 田地 二町 畠四反

が与えられ、残りは蓮覚が領知することになった。

都氏は、京都郡鋤崎に居を構える郡司の一族で、在庁官人として国衙領の一部の徴税を請け負っていたが、その名田が大野井庄に編入されたのであろう。荘官には預所・田所・公文・弁済べんさしなどがあり、鋤崎氏はその一つである田所職を所持していたのであるが、蒙古合戦のころ零落し、これを売却するに至ったらしい。

〈京都庄〉

鎌倉後期の『到津文書』に京都庄について次の史料がある。

□^(下) 造御炊殿行事所

早く先例に依り、本家の御下知の旨に任せ、平均に催促し造り畢おわらしむべき料庄等の事

上毛庄 下毛庄 宇佐庄 京都庄 築城庄 田河庄 規矩庄

副え下す 本家の御下知

右件の庄は、限りこれ有る御炊殿料庄として勤造せしめんが為に、去る安元年中をもって、一円庄号の神領と成さしむの以降、破壊の期に臨むごとに造勤せしむるは例也、しかるに近曾かの社朽破せしむといえども、料庄の名主ら事を左右に寄せ、難決せしむるの条、神慮測り難きの間、子細を本家に申さしむるの刻、御下知此の如しと、

早く先例に依り、御下知に任せ、不輸・別納を嫌わず、定田・免田を論ぜず、平均に催促せしめ、且は済否を糺明し、且は造り畢らしむべきの状、仰する所、件の如し

弘安元年十二月四日

太宮司宇佐宿祢(公有) (花押)

(原文は漢文)

この意味は、郡名を冠するこれらの庄園は宇佐宮御炊殿(おいどの) (下宮) 造替の費用を賄う庄園として、安元元年

（二一七五）に成立し、破壊に及ぶときに造り替えを命ぜられることになっている。近来は、荘園内の名主ら
 が何かと言って難渋するので、本家から改めて、不輸・別納・定田・免田の区別なく、造営費を納めさせる
 ようという命令が出されたのである。

右の史料に「仲津庄」が見えないのはなぜであろうか。京都郡と仲津郡の区別が不明確になっているので
 であろうか。仲津郡の常見名田の多くが伝法寺庄に組み込まれたことは先述したが、そのためであろうか。

常見名田については、「宇佐宮神領大鏡」に詳しい説明がある。その史料を掲げて、京都庄の性格を探っ
 てみよう。

国々散在の常見名田

仲西郷 用作八反 末武三反 時末五反 公田十二町四反廿

所当加地子稲二百四十九束四把之外、宮召物無き也

仲東郷 丁別米召田六丁 加地子田公田廿六丁九反

所当加地子稲五百三十八束也 外に宮召物無き也

仲北郷 卅七丁二反 巳国半輸之時、宮召加地子定

弥富 田数 国半不輸之時、宮召加地子定卅二丁

久永 田数 国半不輸時、宮召加地子定三丁九反廿

秋吉 田数 同時、召加地子定一丁二、卅

京都（郡別） 田数 国半不輸時、宮召加地子起請田八十六丁五、卅（四七）

南郷 田数 加地子定時、十一丁三、十
 北郷 田数 同時、七十五丁二、廿

件の常見名田と称すは、多分は治開田也、また甲乙の領主の寄せ奉るもの少々これ有り、半不輸之地に
 おいては、毎年検田使を入れ勘え、起請田六百五十丁と号すは、官物、丁別准絹二疋、全田官物、
 准絹八疋、国庫に弁済するの外は、一切、他役を停止し、偏に神役を勤仕す（彼時、宮召物加地子、丁
 別雜米）、爰に当宮御炊殿の一院は、往古国役において破壊に臨むごとに勤造せしめ来るの処、国
 衙は事を左右に寄せ四十余箇年の間、彼の造営を致さざるの間、破壊に及ぶの日、当国常見名田等、永
 く不輸の神領として、件の一院を勤造すべきの由、奏聞を経るの日、安元元年壬九月廿八日をもって、
 請により、院の序の御下文を下され畢ぬ。則ち、仮殿を造営し遷宮を申し行う。彼の一院を勤造し、
 還宮を申し行なわんと擬するの期に及び、国司藤原朝臣成光、院宣を申し成すと称し、停廢せしめん
 と擬するの時、重ねて奏聞を経る日、国司の妨げを停止し、不輸の神領たるべき由、治承二年壬六月
 日、重ねて院庁御下文并大府宣を成し下され了ぬ、剩え、向後のため奏聞を経て、治承四年をもつ
 て官宣旨を賜り畢ぬ。治承四年十一月 日をもって、宰府の覆勘を請い、同五年二月のころ、還御を申
 し行い畢ぬ。ここに文治のころ、国衙、停止すべきの由、奏聞を経るの日、社家子細を言上の処、永く
 不輸の神領たるべきの由権中納言藤原朝臣宗家、宣奉勅の官宣旨を成し下され畢ぬ。よつて不輸の神領
 となる所也

長い引用となつたが、墾田や私領を寄せ集めて、宇佐宮の下宮の社殿の造替費用を負担する名田とし、は

じめ半不輸や起請田で不安定な料庄を安元元年（一一七五）、不輸の莊園としたが、その後、国司からしばしばこの特権を停止する動きがあったが、その都度、これを退けてきたという。

ここで、用作とは自家用作地というほどの意味で、名主や領家の手作り地、加地子とは地子_二年貢に加算された地子、名主得分と考えられる。国半輸とは、租稲の半分は国庫に納め、残る半分を国衙から宇佐宮へ渡すという意味で、あくまで、国衙領として扱われるのであるが、宇佐宮側は、半不輸の神領と考えている。

鎌倉中期の仁治二年（一二四二）の「散田帳」（『到津文書 補遺』）では京都庄は一五の名田で構成されていた。その一つに稲光名五〇町歩がある。嘉祿二年（一二三六）、権大宮司宇佐公政と舎兄公隆（高）がこの名田を争っている。大宮司公隆が高階氏の代官と称して押領したと訴えられた（『到津文書』）。もつとも、「建久凶田帳」では稲光五〇丁とあり、京都庄の呼称はない。

南北朝初期の貞和二年（一三四六）、宇佐権大宮司兼祝（はつり）である大神宮義と神主今永（みやい）越後守宮居（宮義の孫）の兩人が、京都郡稲光名の定米を錢五貫文で尼田部妙円に売却している（宇佐宮『永弘文書』）。このころには京都庄は存在しなかったと思われる。

〈津隈庄〉 宇佐宮本御庄一八か所のうち、豊前国六か所の一つとして、「宇佐宮神領大鏡」にその成立事情を記している。それによると、田数七〇町歩、用作一町九反の規模で、京都・仲津両郡に散在する御封田を国田と交換して立荘した。康平四年（一〇六一）、豊前守業任（みよとく）のころという。「建久凶田帳宇佐宮領注文」（『到津文書』）には、

宇佐宮領津隈庄四十丁 万灯会地子米十七石五斗六升内

弁分八石七斗四升

とあり、前記の七〇町歩と開きがある。なぜであろうか。

仁治二年（一二四二）の「散田帳」には「津隈庄同弁分六名」と津隈弁分六名、津隈庄分六名で構成されていた。名田については、正平十三年（一二五八）ころ、弁分のうち、葉丸・三郎丸・小屋敷の三名を赤孫四郎・柳田兵庫助頼範が濫妨らんぼうしていると、宇佐宮政所総検校益永内輔が訴えているので、名称が知られる。その四年後、同弁分丸名を宇都宮常陸前司綱の扶持人葉丸三郎左衛門尉が違乱しているという訴えがあり、調査を命じている。葉丸氏は宇佐宮楽所検校丹波氏の一族で、上毛郡多布郷葉丸名の名主である。津隈弁分、葉丸名とも関連があるのかどうかは不明である。

文明七年（一二四五）、少貳氏被官仁保弘名が津隈四〇町の地を池永修理亮へ打ち渡している。池永氏は下毛郡の薦こものやしろ社の神主の一族で、野仲郷を中心として勢力を増していた武士である。七年後、大内政弘は毛利弘元へ池永彦次郎先知行分二〇町地を与えた。大内政弘が応仁の乱後、京から帰国して豊前国を奪回したため、津隈庄の給人も変わったのである。

それから一五年ほど後、大友親治が豊前に侵入し、田原氏庶家の千代若丸へ津野隈庄内の三〇町をはじめとして一五五町分を預け置いている。田原氏は京都郡代または馬ヶ岳城督を命ぜられていたのであろう。

天文二十一年（一五五二）の「名寄帳」（『平賀文書』）には、庄分名として、恒富・友次・米松・安恒・光本・米光・宗正・老園・芝原・木下・小園・桑本の一二名田が出ている。鎌倉時代の六名田が分解し、新たに数名が出現している。惣田数は四一町一反余、得田九町一反余の得米二四石から一六石三斗を山口へ送っ

ている。叢島の藤左衛門尉が運送した。平賀氏は大内義長から津隈庄代官職を与えられていたのであろう。

第三節 蒙古襲来と鎮西の御家人

一 文永・弘安の役

(一) 文永の役

フビライの使者 モンゴルの皇帝フビライは高麗を完全に服属させると、一二二六年（文永三年）、黒的と日本の対応 らに朝貢を促す国書を持たせ、日本に向かわせた。

高麗はモンゴルの使者を巨済島まで案内したが、海上はるかに対馬を見て引き返した。翌年、フビライは高麗に命じて使者を大宰府の少弐資能の下へ送り、国書を手渡させた。国書には、使節を送って親睦を図るべきことを求め、通交しなければ武力征服をする旨が書かれていた。

少弐資能は国書を鎌倉に送り処置を仰いだ。幕府は六十三歳の執権北条政村とまだ十八歳の時宗がその職を交替して難局に対処することにした。幕府は先例に照らして、国書を京都へ送った。朝廷では、連日論議して一か月以上過ぎ、回答を行わないことに決した。



北条時宗の花押